

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（概要）

1. 改正の概要

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 7 第 5 項の規定において、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の関係規定を読み替えて適用されていることを踏まえ、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）においても適用関係を明確化するため、所要の規定の整備を行う。

2. 施行期日

公布の日から施行する。